

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の八第一項の規定に基づく検証機関の登録（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）…
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更（同）…
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止（同）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請…
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案（二件）…
- 平成二十八年度の経営規模等評価及び総合評定値…

公告

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請…
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案（二件）…
- 平成二十八年度の経営規模等評価及び総合評定値…

- の申請等の受付…
- （都市整備局市街地建築部建設課）…
- 開発行為に関する工事完了（二件）…
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 都市計画事業の施行…
- （建設局河川部計画課）…
- 河川整備計画の公表…
- （同）…

告示

東京都告示第八百三十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）第八條の八第一項の規定に基づき検証機関の登録をしたので、同条例第八條の二十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 登録検証機関名称 株式会社マネジメントシステム 評価センター
- 二 代表者氏名 代表取締役 藤井 信二
- 三 登録検証機関所在地 港区芝浦四丁目四番四十四号 横河ビル
- 四 営業所名称 株式会社マネジメントシステム 評価センター 本社
- 五 営業所所在地 港区芝浦四丁目四番四十四号 横河ビル
- 六 登録年月日 平成二十七年十二月十八日
- 七 登録番号 六
- 八 登録区分 その他ガス削減量
- 一 登録検証機関名称 LLOYD'S REGISTERS QUALITY ASS

東京都告示第八百三十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）第八條の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八條の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 登録番号 二
- 二 登録区分 特定ガス・基準量 都内外削減量 優良事業所基準（第一区分） 優良事業所基準（第二区分）
- 三 登録検証機関名称 ビューローベリタスジャパン 株式会社

- 二 代表者氏名 日本における代表者 調 俊彦
- 三 登録検証機関所在地 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号 クイーンズタワーA十階
- 四 営業所名称 LRQAジャパン 東京営業所
- 五 営業所所在地 中央区日本橋一丁目二番十号 東洋ビル五階
- 六 登録年月日 平成二十七年十月二十三日
- 七 登録番号 十二
- 八 登録区分 優良事業所基準（第一区分） 優良事業所基準（第二区分）

●東京都告示第八百三十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十四日

東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図

